

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月28日
【会社名】	株式会社山田債権回収管理総合事務所
【英訳名】	YAMADA SERVICER SYNTHETIC OFFICE CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 晃久
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号 横浜S Tビル18階
【電話番号】	045(325)3933
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 湯澤 邦彦
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号 横浜S Tビル18階
【電話番号】	045(325)3933
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 湯澤 邦彦
【縦覧に供する場所】	株式会社山田債権回収管理総合事務所東京支店 (東京都千代田区丸の内三丁目1番1号国際ビル6階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年12月27日開催の当社取締役会において、当社の特定子会社を連結子会社から除外することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社山田エスクロー信託
住所 : 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号 横浜S Tビル15階
代表者の氏名 : 代表取締役社長 篠笛 弘一
資本金 : 200百万円(平成28年12月27日現在)
事業の内容 : 管理型信託事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : - 個

異動後 : - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : - %

異動後 : - %

(注) 総株主等の議決権に対する割合は、株式会社山田エスクロー信託の平成28年12月27日現在における総株主等の議決権の数(40個)を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 株式会社山田エスクロー信託(以下「同社」といいます。)は、山田晃久氏(当社代表取締役、緊密者)が発行済み株式の100%を保有していること、同社の取締役会において当社取締役および当社社員である取締役の合計が過半を占めることから当社の連結子会社としていました。

今般、当社社員である取締役4名が平成29年1月1日付をもって司法書士法人山田合同事務所に転籍することになります。当社としては同社の取締役会において当社の支配力が失われることから、企業会計基準、会社法等のルールに基づき、同社を連結子会社から除外することとしました。

なお、山田晃久氏の株式保有状況に変動はありません。

同社は、本業であるエスクロー機能を活用した管理型信託業務の他、近年の高齢化社会を背景に拡大する財産承継に係るお客様のニーズに応えるため、兼業部門である遺言信託、遺産整理業務等の相続関連業務を業務の柱の一つとして位置づけ、地域金融機関との業務提携を通じて全国展開をしております。

こうした業務内容は、さらにすそ野の拡大が期待できるとともに、司法書士業務との親和性が高いことから、今般、同社と司法書士法人山田合同事務所との連携強化を目的として、上記転籍を実施するものです。

異動の年月日 : 平成29年1月1日(予定)

以 上